

一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本インターベンショナルラジオロジー学会と称し、英文では、The Japanese Society of Interventional Radiology (JSIR) と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県東松山市元宿1丁目18番4号に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、画像ガイド下に行う治療目的手技である、インターベンショナルラジオロジー（以下、「IVR」と略す。）とこれに関連する分野の学術並びに技術の発展を図るとともに、国内外の研究と連携し、また国民への啓蒙活動を行い、もって人類の福祉に貢献することを目的とする

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 学術集会、研究会、講演会および講習会等の学術的会合の開催
- (2) 学会誌およびIVRに関連する図書の刊行
- (3) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業で、公益目的に資する為に必要な事業

第3章 会員・社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、専門の学識と経験を有し、定められた年会費を納める医師
 - (2) 准会員 当法人の目的に賛同し、定められた年会費を納めるメディカルスタッフ
 - (3) 賛助会員 当法人の目的に賛同し、その事業を賛助する法人・団体又は個人
 - (4) 名誉会員 当法人の発展に特に功績があった者、学術大会長および永年理事を務めた者で、理事長または理事、学術大会長が理事会に推薦し、社員総会の議決を得た者
- 2 当法人の社員（一般社団法人及び一般財団法人法（以下「一般社団・財団法人法」という。）第11条第1項第5号に規定する社員をいう。以下同じ。）は、正会員の中から理事会で別に定める割合をもって選出される代議員をもって社員とする。
- 3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な選挙施行細則は選挙制度委員会にて定め、理事会が承認する。
- 4 正会員である者が代議員選挙に立候補することができる。
- 5 第3項の代議員選挙において、正会員は代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 6 代議員の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 7 欠員又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 8 代議員が欠けた場合又は代議員の員数が欠けた場合は、任期満了又は辞任により退任した代議員は、後任者が就任するまで、なお代議員としての権利義務を有する。
- 9 代議員は再任を妨げない
- 10 正会員は、一般社団・財団法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、同法の社員となる代議員および役員（代表理事および理事、監事）と同様に当法人に対して行使することができる。
 - (1) 一般社団・財団法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
 - (2) 一般社団・財団法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
 - (3) 一般社団・財団法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
 - (4) 一般社団・財団法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利

（入会）

- 第 6 条 正会員、准会員及び賛助会員となろうとする個人又は団体は、入会申込書に会費を添えて事務局に提出し、理事会の承認を得なければならない。ただし、この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をする恐れがある者は入会を承諾しないことができる。
- 2 前項の規定により、入会の承諾をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨を通知する。入会を拒否したときは、ただちにその旨を通知するとともに、すでに入金済みの会費を返却する。
 - 3 名誉会員として推薦された者は入会申込書に会費を添えて提出することを要せず、本人の承諾をもって足りる。

（退会）

- 第 7 条 会員又は社員は、いつでも所定の退会届を事務局に提出して、退会することができる。

（会員及び社員の資格喪失）

- 第 8 条 会員又は社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 5 年以上会費を滞納したとき
- (5) 第 9 条の規定により除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

（除名）

- 第 9 条 会員又は社員が次の各号の一に該当する場合には、第 19 条第 2 項に規定する社員総会の特別決議により除名することができる。

- (1) 当法人の定款又は規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

- 2 前項の規定により会員又は社員を除名しようとするときは、当該社員総会の日から 1 週間前までに当該会員又は社員に通知し社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 前項の規定により会員又は社員を除名したときは、除名した会員又は社員に対しその旨を通知しなければならない。

（会員又は社員の資格喪失に伴う権利及び義務）

- 第 10 条 会員又は社員が第 9 条の規定により資格を喪失したときは、当法人に対する会員又は社員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

（入会金及び会費）

- 第 11 条 正会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 准会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 3 賛助会員は、社員総会の決議を経て別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
 - 4 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(会費、その他拠出金品の不返還)

- 第 12 条 第 9 条の規定により資格を喪失した会員又は社員が既に納入した入会金、会費、その他の拠出金品は返還しない。

第 4 章 社員総会

(構成)

- 第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

- 第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員及び社員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任及び解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 社員総会は、社員に剰余金を分配する旨の決議をすることはできない。

(開催)

- 第 15 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

- 第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
 - 3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の 1 週間前までに社員に対して、第 5 項各号に掲げる事項を記載した書面をもって通知する。ただし、社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知しなければならない。
 - 4 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは前項の通知には、一般社団・財団法人法第 41 条第 1 項に規定する次の書類を添付しなければならない。
 - (1) 社員総会参考書類
 - (2) 議決権行使書面
 - 5 社員総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。
 - (1) 社員総会の日時及び場所
 - (2) 社員総会の目的である事項（当該事項が役員等の選任、役員等の報酬等、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかであるときは、その議案の概要（確定していない場合はその旨）を含む。）
 - (3) 社員総会に出席しない社員が書面で議決権を行使することができることとするときは、その旨、社員総会参考書類に記載すべき事項及び議決権行使の期限

(4) 代理人による議決権の代理行使について、委任状その他の代理権を証明する方法及び代理人の数のほか代理人による議決権の行使に関する事項

(5) 各前号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、理事長とする。

(議決権)

第 18 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行なう。

(1) 会員又は社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 当法人の解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 24 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第 20 条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第 21 条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第 19 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 社員総会の議事については、法令で定めることにより議事録を作成し、議長及び監事がこれに記名押印するものとする。

(社員総会規定)

第 23 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会の決議において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員

(役員)

第 24 条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 5 名以上 20 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、社員の中からその候補者を選出し、社員総会の決議により選任する方法によ

ることができる。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事会は、理事のうちから3名以内の副理事長を選任することができる。

(役員)の資格)

第26条 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

- 2 各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 3 他の同一の団体(公益法人を除く。)の役員又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事)の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐する。
- 4 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、副理事長がその職務を代行するものとする。
- 5 理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事)の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の調査をすることができる。

(役員)の任期)

第29条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後3年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 5 理事又は監事については、再任を妨げない。

(役員)の解任)

第30条 理事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事は、いつでも社員総会の特別決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)として支給することができる。

(役員)の損害賠償責任の免除等)

第32条 当法人は、一般社団・財団法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法律に定める要件に該当する場合には、法令の

規定により免除することができる額を限度として理事会の決議により免除することができる。理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承諾を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第 33 条 (特任理事の委嘱)

この法人には、必要に応じ特別な任務を有する特任理事を若干名置くことができる。

- 2 特任理事は、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
- 3 特任理事は、理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、理事会における議決権等一般法人法上の理事としての権利義務は有しない。
- 4 特任理事の任期は、就任後 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 34 条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、この定款に定めるもののほか次に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 社員総会の日時及び場所ならびに議事に付すべき事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(招集)

第 36 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。
- 5 理事長の指示がある場合、ウェブ会議・音声会議などにより理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 38 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、一般社団・財団法人法第 95 条の規定に基づき、議事録を作成する。

- 2 理事長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印する。

(理事会規則)

第 40 条 理事会の運営に関する事項は、法務省令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議において定める理事会規則による。

第 7 章 その他の機関

(委員会)

第 41 条 理事会は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要があると認めるときは、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(学術大会長)

第 42 条 理事会は学術大会長（以下「会長」とする。）1 名を選任する。

- 2 会長は理事会の委任に基づき学術集会を主催する。
- 3 会長は任期中、理事会に出席することができる。
- 4 会長の任期は、定期学術集会終了の翌日より、次の定期学術集会までとする。
- 5 学術集会に関する事項は、この定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める学術集会規則による。

第 8 章 財産及び会計

(剰余金の分配の制限)

第 43 条 この法人は、会員又は社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

- 2 会員又は社員その他の者に対し剰余金の分配をする社員総会の決議は無効とする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 この法人が清算をするときに有する残余財産は、社員総会の決議を経て、類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

- 2 前項に規定する他の公益法人又国若しくは地方公共団体は、第 19 条に規定する社員総会の決議により定めるものとする。

(事業年度)

第 45 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から、翌年の 2 月末日の年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(財産の管理・運用)

第 47 条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める財産管理運用規則によるものとする。

(会計原則)

第 48 条 この法人の会計は、その行う事業に応じて、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、第 19 条第 2 項に規定する社員総会の決議により変更することが出来る。

(解散)

第 50 条 この法人は、次の事由により解散する。

- (1) 第 19 条第 2 項に規定する社員総会による解散の決議があったとき
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併によりこの法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令があったとき

第 10 章 公告の方法

(公告)

第 51 条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆に見やすい場所に掲示する方法とする。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 52 条 この法人には、事務局を設置することができる。

- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は理事会の決議で定める。

第 12 章 雑則

(委任)

第 53 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

本定款は平成 26 年 6 月 7 日より改定施行する。

本定款は平成 27 年 5 月 30 日より改定施行する。

本定款は平成 29 年 5 月 20 日より改定施行する。

本定款は令和 2 年 6 月 13 日より改定施行する。

本定款は令和 2 年 9 月 8 日より改定施行する。

本定款は令和 3 年 5 月 26 日より改定施行する。

本定款は令和 4 年 5 月 31 日より改定施行する。

本定款は令和 6 年 5 月 25 日より改定施行する。

本定款は令和 8 年 5 月 23 日より改定施行する。